

令和 7 年度吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託
プロポーザル業務説明書

1 趣旨

この説明書は、令和 7 年度吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託の実施にあたり、最適な者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和 7 年度吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託

(2) 業務の目的

当町公立保育所は、保護者との連絡手段は紙ベースや電話連絡が基本であり、各種記録作成、連絡帳への記帳などの書類作成は手書きが主である。

保育士不足のなか、これらの業務負担や、勤務体制の複雑化に伴う職員間での情報共有の困難性が増加しており、園児一人ひとりへの十分な配慮や保育の質の向上の妨げとなっている。

このような背景の下、保育所保育業務支援システム導入による保育所業務の効率化は、保護者にとって、子どもに係る保育所とのやり取りをオンライン上で完結させることで、時間を気にすることなく迅速かつ正確な連絡が可能になるだけでなく、写真等で保育所での児童の様子をより詳細に把握することができるようになる。

保育所においては、書類作成業務や連絡業務に係る時間を短縮するとともに、勤務体制の異なる職員間での情報共有が容易になることにより、本来の保育を行う時間の確保と保育士の勤務環境向上が期待できる。

このことから、当町は「保育所保育業務支援システム」を導入し、保育士の事務負担軽減を図り、子どもと接する時間や保護者支援の時間を充実させて、保育の質の向上を図る。

また、本システムを介した連絡機能や登降園管理などにより、保育園を利用する保護者の利便性を向上させることを目的とする。

(3) 業務内容

本業務の内容は、別に示す仕様書（案）のとおりである。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(5) 契約限度額

令和7年度 6, 569, 600円(税抜き)

※ 見積書の金額が契約限度額を超えてはならない。

(6) 担当課

〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

吉田町こども未来課(担当:高木)

電話/0548-33-2153 FAX/0548-33-2155

電子メール/kodomo@town.yoshida.shizuoka.jp

3 参加資格要件

提案事業者は次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 公告の日において、次の要件を満たすこと。なお、優先交渉権者決定時においても、同条件を満たすこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 吉田町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成12年吉田町要綱第12号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 吉田町暴力団排除条例(平成24年吉田町条例第13号)に基づく排除措置に該当しないこと。
- (7) 十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び吉田町の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (9) 代表者の所得税及び住民税について滞納がないこと。
- (10) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (11) 提案業務を行うに当たり、法令等の規定により官公署等の免許等を受けている必要がある場合には、当該免許等を受けている者であること。
- (12) JIS Q 27001(ISO27001, ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)または JIS Q 15001(プライバシーマーク:個人情報保護マネジメントシステム)の認証を取得していること。
- (13) 本事業で提案するシステムの構築および稼働実績が、静岡県及び県内市町におい

て直近5年以内に1件以上有していること。

- (14) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。

4 参加手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへ参加を申請する者は、下記により必要な書類を提出すること。

	書類名称	様式番号	備考
①	プロポーザル参加申請及び誓約書	様式1	下記書類を添付すること。 ・直近3年間の財務諸表等1部（様式自由、写し可） ・法人登記簿謄本1部（応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの） ・印鑑証明書1部（応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの） ・直近3年間の国税の納税証明書1部（法人税及び消費税）（写し可） ・直近3年間の地方税の納税証明書1部（法人事業税及び地方消費税）（写し可） ・直近3年間の固定資産税納税証明書1部（写し可）
②	事業者概要	様式2	・事業所のパンフレット等有用な資料があれば添付すること。（任意）
③	保育所等保育業務支援システム導入実績一覧表	様式3	

- (2) 提出部数 正本1部、副本1部

- (3) 提出期間 令和7年10月6日（月）～令和7年10月24日（金）

- (4) 提出期限 令和7年10月24日（金）（午後5時必着）

※ 提出期限を過ぎた場合は、受け付けない。

- (5) 提出先 吉田町こども未来課

- (6) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出

※ 持参の場合の受付時間は、平日午前9時～午後5時

※ 電子メールにより提出する場合、PDF形式により提出すること。

(7) その他

ア 参加表明提出後、いつでも書面により「辞退」することができる。

イ 参加資格を満たしていない場合は、「失格」とする。

5 技術提案書等の提出者の選定（１次審査）

第１次審査として、「４ 参加手続等」により提出された書類に基づき、資格や実績等の内容について書類審査を実施する。評価は「吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）の基準に基づき、吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、合計点数の高い上位５者を技術提案書等の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）として選定する。ただし、参加資格を有する参加表明者が５者以下の場合は参加表明者全てを提出要請者として選定する。審査の結果等は、令和７年１１月４日（火）に書面で通知することとし、非選定者は結果通知の日の翌日から起算して４日（土日及び休日を含まない。）以内に限り、選定結果について書面により説明を求めることができるものとする。

6 技術提案書等の提出

提出要請者は、下記により必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

	書類名称	様式番号	備考
①	技術提案書の提出及び誓約書	様式４	
②	技術提案書	任意様式	・別紙「令和７年度 吉田町立保育所保育業務支援システム導入業務委託技術提案書作成要領」に記載する事項を満足することを必須とし、本説明書の内容に留意して作成すること。
③	参考見積書	様式５	・本業務を完了するのに必要な費用のすべてを記載すること。 ・内訳書（任意様式）を添付すること。内訳書は、積算内容等について可能な限り詳細に記載すること。

(2) 提出部数 正本１部（ただし、正本１部、副本１部）

(3) 提出期間 令和７年１１月４日（火）～令和７年１１月２５日（火）

- (4) 提出期限 令和7年11月25日（火）午後5時必着
※ 提出期限を過ぎた場合は、受け付けない。
- (5) 提出先 吉田町こども未来課
- (6) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出
※ 持参の場合の受付時間は、平日午前9時～午後5時
※ 電子メールにより提出する場合、PDF形式により提出すること。
- (7) 質問について
- ア 質問の内容
本プロポーザルに関する質問は提出書類の作成に係るものとし、審査及び評価に係る質問は、一切受け付けない。
- イ 提出書類に係る質問
- ① 質問書：様式6による。なお、質問書を送信した場合は、直ちに提出先（吉田町こども未来課）へ「質問書を送信した旨」電話連絡すること。
 - ② 受付期限：令和7年11月10日（月）午後5時必着
 - ③ 提出方法：電子メールのみ
 - ④ 提出先：吉田町こども未来課
 - ⑤ 回答方法：令和7年11月13日（木）までに質問内容とその回答を当町ホームページに掲載する。

7 プロポーザルへの参加辞退

参加表明者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合、参加辞退届（様式7）を提出しなければならない。

- (1) 提出方法
持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 辞退者の取扱い
本プロポーザルへの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

8 優先交渉権者の特定（2次審査）

- (1) プレゼンテーション
提出要請者から提出された技術提案書等の内容についてプレゼンテーション審査を行う。
- ア 実施日 令和7年12月12日（金）
- イ 場所 吉田町役場

ウ 実施時間 ４５分以内（説明３０分、質疑応答１５分、機器のセッティング及び撤去に係る時間は除く。）

※開催会場、出席者の人数制限、開始時間等の詳細については、技術提案書の提出を求める際に、併せて書面で通知する。

(2) 優先交渉権者の特定

プレゼンテーション審査を行った後、審査委員会は評価要領の基準に基づき評価し、第１次審査による評価点に第２次審査による評価点を加えた総合評価点が最も高い提案を行った参加者を優先交渉権者として特定する。総合評価点が最も高い提案が２以上ある場合は、審査委員会において抽選により優先交渉権者を特定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、技術提案書等を提出したすべての者（以下「提案者」という。）に対して令和７年１２月１６日（火）に書面で通知する。優先交渉権者に特定されなかった提案者は、結果通知の日の翌日から起算して４日（土日及び休日を含まない。）以内に限り、特定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。

9 優先交渉権者との契約締結協議等

(1) 契約手続

審査委員会で決定した優先交渉権者を、本事業の随意契約の見積書徴取の相手方として契約交渉を行うものとする。ただし、この交渉が不調となった場合、優先交渉権者が「１０ 失格事項等」に該当することとなった場合、又はその他の理由で契約できなくなった場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、見積書に記載した見積額に、当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（小数点以下切捨て）の範囲内とする。

(3) 仕様等の決定

本業務の仕様については、優先交渉権者が提出した技術提案書等に記載された内容を尊重し、当町と協議の上定める。優先交渉権者の特定をもって技術提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。協議において必要な範囲内で技術提案書の項目の追加、変更及び削除を行い、本契約の仕様に反映させることができる。

(4) 法令順守

契約にあたっては、吉田町財務規則（昭和５０年２月２８日規則第４号）の他、

関係法令に基づき契約するものとする。

10 失格事項等

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者が提出した参加申請書及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 参加表明者の提出した参加申請書、技術提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書の定めに適合しないもの
 - イ 技術提案書作成要領に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) 本プロポーザルの実施期間内に参加者が「3 参加要件」に該当する事項を欠くに至った場合
- (3) その他本説明書の定めに反した場合
- (4) 本プロポーザルに関して不正又は公正さを欠く行為があった場合
- (5) その他著しく信義に反する行為等により、町が失格と認める場合

11 その他

- (1) スケジュール

第1回委員会	令和7年9月29日(月)
公告	令和7年10月6日(月)
参加申請書等の受付期間	令和7年10月6日(月)～令和7年10月24日(金)
第2回委員会	令和7年10月30日(木)
提出要請者選定結果通知	令和7年11月4日(火)
技術提案書等の受付期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月25日(火)
質問書受付期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月10日(月)
質問への回答期間	令和7年11月13日(木)
第3回委員会 (プレゼンテーション)	令和7年12月12日(金)
審査結果の通知	令和7年12月16日(火)
業務内容の協議及び 契約締結	令和7年12月中旬～令和8年1月中旬

- (2) 本プロポーザルに係る費用負担

技術提案書等の作成、提出等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

- (3) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類は返却しない。
- イ 提出された書類は今回の選考以外の目的には使用しない。
- ウ 提出書類の著作権は提出者に帰属するものとする。ただし、町は本プロポーザルに関する公表を行う場合又はその他町が必要と判断した場合、優先交渉権者の

提案書が無償で利用できるものとする。また優先交渉権者以外の提出者の提案書については、本プロポーザルに関する公表を行う場合に限り、町は提案書が無償で利用できるものとする。

エ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提出者が負うものとする。

(4) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じた場合、当町はその責を負わない。

イ 提出された技術提案書等については、11月25日（火）午後5時までは自由に変更できるものとする。ただし、変更する場合は、提出した書類を一旦持ち帰り、改めて変更後の書類を提出すること。

ウ 理由を問わず、技術提案書等の提出期限は延長しない。

(5) 使用言語、通貨及び時刻

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とし、時刻は日本標準時とする。

(6) 措置事項

参加申込書、技術提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した時には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行う場合がある。

(7) その他

ア 提案者が1者であっても審査を行い、一定水準に満たない場合は選定しない。

イ 審査の結果及び経緯について、不服及び異議申し立ては受け付けない。

ウ 契約締結後においても、受注者に本要領に規定する欠格事項や、不正又は虚偽記載等の事実が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

エ 本説明書に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、審査委員会で審議し決定するものとする。